



## シェアハウス契約変更・解除に関する規定

### ① お客様のご希望によるシェアハウス契約の任意変更・解除

お客様は、現地において下記変更規定をご了承頂く事により、いつでも残りのシェアハウス契約の全部又は一部を変更・解除する事ができます。

|    | 通知日   | 条件   | 追加料金・返金の有無  |
|----|---|--|---|
| 変更 | <A><br>退出希望日の前日より<br>28日以上前に、通知した場合         | 残りの滞在が 4 週間未満の場合<br>はご相談ください。<br>※シェアハウスの空き状況により<br>変更できない場合があります。 | 【追加料金】<br>新規シェアハウス手配手数料 1 回分<br>(※契約満了日までの収受済滞在費用は新規滞在<br>先に繰越)                                       |
|    | <B><br>退出希望日の前日より<br>28日前を過ぎてから、通知し<br>た場合  |  | 【追加料金】<br>新規シェアハウス手配手数料 1 回分＋<br>退出希望日と通知日より 28 日後の日付の間の滞在<br>費用相当<br>(※契約満了日までの収受済滞在費用は新規滞在<br>先に繰越) |
| 解除 | <A><br>退出希望日の前日より<br>28日以上前に、通知した場合         | ①退出希望日から起算して契約満了<br>日までに 14泊以上ある場合                                 | 【返金】<br>退去日以降～契約満了日の滞在合計費用から<br>2 週間分の費用を差し引いた金額  |
|    |   | ②退出希望日から起算して契約満了<br>日までに 13泊以下の場合                                  | 残りの滞在費の返金はございません  |
|    | <B><br>退出希望日の前日より<br>28 日前を過ぎてから、通知し<br>た場合 | ①退出希望日から起算して契約満了<br>日までに 27泊以上ある場合                                 | 【返金】<br>退去日以降～契約満了日の滞在合計費用から 3 週間<br>分の費用を差し引いた金額   |
|    |   | ②退出希望日から起算して契約満了<br>日までに 26泊以下の場合                                  | 残りの滞在費の返金はございません  |

※下記、「カナダ留学コンパスシェアハウス提供条件(確約)」に問題がない場合、原則、当項目を適用致します。

留学コンパスシェアハウス提供条件(確約)：

- 寝具、勉強のできる設備の揃った個室

### ② シェアハウスオーナーの責任による変更・解除

- A) 滞在中のシェアハウスオーナーの原因により、当該シェアハウス先における滞在の継続が不可能とお客様が判断された場合、速やかに当社に通知下さい。当社がその事実を確認し、改善できる問題は改善を促します。改善できない問題であったり、シェアハウスオーナーとして相応しくないと判断した場合は、当社の責任において当該シェアハウス先からの退去手続き、並びに新たなシェアハウスの提供をさせていただきます。

※ カナダ留学コンパスシェアハウス提供条件を満たしていなかったり、シェアハウスオーナー側に法的問題がある場合、この項目を適用致します。但し、すべて調査を行った上で中立な立場として当社が判断した結果、シェアハウスオーナー及び当社に落ち度がない場合や、問題事項に関し当社とシェアハウスオーナーの接触をお客様が拒まれた場合は、原則的に条件①を適用致します。

- B) 前項にある当社からの新たなシェアハウスの提供ではなく、当社との契約を途中解除し、当社以外でシェアハウスを手配したり、その他の滞在先を手配する場合、当社はお客様が既に提供を受けたシェアハウス滞在の対価をシェアハウスオーナーに支払い、またはこれから支払わなければならない費用を差し引いた上で、既に収受したシェアハウス代金をお客様に払い戻し致します。
- C) 前項の規定は、お客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。